

北海道地域商業活性化方策（第3期） ～地域商業の活性化に向けた自主的な取組への方策～

本道の地域商業の現状

条例の基本理念（第3条）

- 地域商業の役割に鑑み、活性化の取組を総合的に推進
- 地域関係者の創意及び主体性が発揮され、地域の美観に於ける取組を推進
- 道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により取組を推進
- 地域におけるまちづくりへの十分な配慮

- <現状>
- 小売業・卸売業：小売業（H28年、40,902事業所 ▲3.0%）、従業員数333,266人（▲0.6%）、年間商品販売額 65,819億円（11.9%）卸売業（H28年、15,311事業所 ▲3.9%）、従業員数129,866人（▲4.7%）、年間商品販売額123,019億円（16.4%）*1
 - 商店街数：155組合（R3年 H12年の262組合をピークに年々減少（法人化された商店街のみ））*2
 - 商店街の空き店舗率：11.5%（R4年度（0.5ポイント増加）カッコ内はR2年度との対比）*2
 - 総人口：5,224,614人（R2年の総人口 ▲157,119人減少、▲2.9%）カッコ内はH27年との対比）*3
 - 65歳以上人口：1,664,023人（R2年の総人口に占める割合 32.1%）（3.07ポイント増加）
 - 65歳以上の高齢単身世帯数：361,735世帯（42,327世帯増加）*3

- <新型コロナウイルス感染症の影響>
- 商店街全体の売上額：63.3%（R3 令和元年度を100%としたときの平均値）、来街者数：62.4%（同左）、営業店舗数：88.2%（同左）*2
- （出典 *1：経済センサス、*2：商店街実態調査（北海道）、*3：国勢調査）

- 事業者の責務（第5条）
- 地域商業の活性化に向けた積極的な取組
- 道又は市町村が実施する施策に協力
- 道又は市町村が実施する施策に協力

- 小売事業施設設置者の責務（第6条）
- 地域におけるまちづくりに配慮した店舗の配置及び運営
- 道又は市町村の施策及び商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に協力

- 道民の役割（第8条）
- 道又は市町村の施策に協力
- 事業者、小売事業施設設置者又は商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に参画するよう努める

- 事業者の責務（第7条）
- 地域商業の活性化に向けた積極的な取組
- 道又は市町村が実施する施策に協力

1 地域商業、地域経済の活性化

- 感染症の拡大
- 空き店舗の増加
- 共通する課題：○人口減少・高齢化の進行 / ○商圏人口減少に伴う来街者の減少 / ○人手・後継者不足 / ○環境への配慮

- ウィズコロナ・ポストコロナへの対応
- 空き店舗を活用した新規出店等による商業機能の再生
- リノベーションによる商業地区の活性化と脱炭素化

- 不足業種の増加
- デジタル化への対応の遅れ
- 「買い物弱者」の増加

- 地域に必要な買い物ができなくなる
- 誰もが利用しやすい買い物の環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

- 高齢者の孤立
- 子育て世代の孤立
- 若年層の孤立

- 高齢者の孤立
- 子育て世代の孤立
- 若年層の孤立

2 道民生活の安定

- 高齢者の孤立
- 子育て世代の孤立
- 若年層の孤立

3 地域コミュニティの活性化

- 地域コミュニティの機能の低下
- 地域リーダーや活動の担い手の不足
- 中心市街地の空洞化

具体的な取組の展開方策

- 取組期間 令和5～9年度

集客・売上の回復・確保

- 感染症対策を行った上で実施する販促・集客イベントや大出店と連携した共同イベントによる売上の確保
- 顧客などの来街者やECサイトを活用した域外需要の取り込み
- 内食の増加など新しい生活様式に対応するため、キッチンカーを誘致したイベントを開催
- 感染症により激減した観光客に対応するため、地元客の回帰に向けた特産品や普段使いのできる食材を販売

空き店舗の活用

- 地域の空き店舗を一括して地元の不動産業者や金融機関が店子との交渉や店舗の改修、借り手探しなどを仕切って活用を促進
- 地元自治体と商店街等が連携して複業の空き店舗を活用し、子どもたちに絵本の読み聞かせ、人形劇など「あそび」を通じてにぎわいを創出し、地元商工会が主体となって、駅の前店舗地を活用し、土産品や特産品を購入できるアンテナショップを開業

地域資源を活かした地域商業の活性化

- 地域資源を活用した新規出店等による商業機能の再生
- リノベーションによる商業地区の活性化と脱炭素化

消費・購買の場と機会を守る

- 地域の買い物の環境の維持・確保
- 誰もが利用しやすい買い物の環境の維持・確保
- デジタル技術の進展に伴う電子商取引（ネット販売）の対応等

買い物弱者への対策

- 買い物弱者等に対する生活支援サービス（電球の交換、重い商品の運搬等）の提供
- 市町村の高齢者見守り対策や福祉事業者との連携による朝用開きの実施

デジタル化への対応

- クレジットカードのほか、各種電子マネー・QRコード決済、商圏に応じて複数の地域で利用可能なポイントカードシステム等の普及促進
- インターネット・SNSによる情報発信・地元特産品などの販路開拓・人手不足に対応した働き方改革など
- 携帯ショップの無い市町村が、スマホ講座を開催する場を提供し、デジタル化への対応を促進

地域づくりを担う人材の育成

- 児童や学生が運営する地域のお祭りや「まちゼミ」、「子ども商店街（商店街で職業体験）」やインターンシップによる就業体験など多様な世代が集まるイベントを活用した人づくり
- 中心市街地の空き店舗を地元の商工団体が借用し、新規創業者を「研修生」として受け入れ、経営ノウハウ習得など生涯型の支援を実施
- 地元商工団体等との連携による後継者不在事業者の早期把握と事業継承者の確保及び、起業希望者とのマッチング

計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

- 計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

- 計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

- 計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

- 計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

- 計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

- 計画の策定・取組の実施、取組結果の検証・見直しを繰り返して取組を推進

必要な支援（第12条）

- 調査研究（第13条）
- 情報収集・提供（第14条）

本方策は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の達成に資するものです。*2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。

北海道地域貢献活動指針の概要（令和5年4月改訂）

～望ましい地域貢献活動の展開への指針～

第1章 策定の趣旨

本指針は、条例に基づき、事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体による地域貢献活動の望ましい姿を提示する指針として策定。本指針に基づき、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動を促進。

第2章 地域貢献活動の意義

地域貢献活動は、社会貢献活動の中でもより地域に密着したものととらえ、自らの活動によって社会や環境に及ぼす影響も認識し、地域の声を聴き、事業者等が関係者と一体となって自発的、積極的に取り組んでいくもの。

地域貢献活動の取組では、事業者等も地域社会を形成する一員との考えのもと、地域のニーズやまちづくりとの調和に配慮しつつ、地域のまちづくりを先導する提案型の観点と地域課題の解決への協力や地域行事への参画といった協働・相互扶助型の観点をバランスよく検討。

第3章 地域貢献活動の実施にあたって

1 地域貢献活動の取組状況

地域貢献活動実施状況報告書によると、「地域との連携促進」の活動における「地域団体・組織への加入状況」では、商工会議所・商工会が最も多く、次いで商店街組織、町内会の順となっているが、目的等に応じ、複数の団体・組織に加入し、連携した活動促進が望まれる。

また、「地域基盤の形成・維持」の活動における「地域や道内からの雇用の推進と安定的な雇用の確保」では、パート・アルバイトや従業員の地元採用の取組が多い状況。

2 求められる地域貢献活動

道民意識調査等では「地域における安定的な雇用の確保」、「地域イベントや各種行事など地域づくりへの参加、協力」など地域に密着した取組や地域との協力関係の構築を求める声が多い状況。

また、市町村アンケート調査では、期待する活動として「地域の雇用の推進と確保」が最も多く、次いで、「まちづくりの取組への協力」、「観光振興の取組」への期待が高い状況。

3 地域貢献活動の実施にあたって

地域の声を踏まえた取組の実施と、取組の実績や成果をわかりやすく説明し、地域の理解を得ることが重要。そのため、地域貢献活動の担当者を設定し、地域との意見交換に努めるなど、地道な取組の継続が、地域にとってわかりやすい活動を推進する上で有効。

第4章 地域貢献活動の望ましい姿

地域で期待される地域貢献活動の参考となる事例を紹介

1 地域との連携促進

「地域団体・組織への加入」、「地域との意見交換の推進」、「地域活動等への支援・協力」、「消費生活の安定・経済活性化への協力」

2 地域基盤の形成・維持

「地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保」、「ゆとりある勤労者生活の確保」、「従業員の職業能力開発の推進」、「地域の防犯活動等への参画・協働」、「地域防災活動等への協力」

3 まちづくりへの協力

「市町村等の取組への協力」、「地域における魅力ある景観形成への配慮」、「環境美化対策の実施」、「観光振興の取組」、「子ども、高齢者、障がいのある人等への配慮」

4 環境・エネルギー対策

「ISO14001の導入など環境全般への配慮」、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)等の推進」、「エネルギー対策の実施」、「ゼロカーボン北海道の実現に向けた対策の実施」

「北海道における健康長寿産業振興の進め方」（平成27年12月）の概要

健康長寿産業分野に関連する本道のポテンシャルを踏まえ、基幹産業である食関連産業や観光産業、進みつつあるものづくり産業の集積を活かし、この3つの産業に関連する「健康長寿」の分野にターゲットを定め、新たな産業集積の促進を目指していきます。

